

**社団法人日本放射線技術学会
東北部会研究助成金内規**

(目的)

第1条 この内規は日本放射線技術学会東北部会運用細則第3条第2号による研究助成金の運用について定める。

(助成金申請資格)

第2条 研究助成を申請する場合は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 個人にあつては部会員
- (2) 団体にあつては主な構成員が部会員である研究会であること
- (3) 研究内容は放射線技術学に関するものであること

(研究助成金)

第3条 研究助成金は1件につき15万円以内とする。

(申請方法)

第4条 申請者は所定の用紙に必要事項を記入の上、部会連絡事務局へ提出すること。

(申請期間)

第5条 研究助成を受けようとする当年度の4月1日から5月末日とする。

(審査)

第6条 研究助成金申請の採否は部会役員会において審査の上決定する。審査の結果、内容に不備がある場合は意見を付して申請者に訂正を求めることができる。

2. 訂正を求められた場合は、申請者は部会より返送された日から30日以内に内容を訂正の上再提出することができる。
3. 再提出の期間を越えた場合は、新たに申請し直さなければならない。

(助成期間)

第7条 助成期間は原則として単年度とする。

ただし、必要な場合は次年度再度申請することができる。

(報告義務)

第8条 研究助成金を受けた者は、研究結果または活動報告を次年度までの部会雑誌に報告しなければならない。